文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

兵庫県地域日本語教育シンポジウム2022
「国内の日本語教育の動向」

Japanese Language Education

２０２２年８月２日（火）

文化庁国語課　地域日本語教育推進室
専門職　北村　祐人

内容

１．日本語教育の現状と「生活者としての外国人」のための日本語教育

２．「生活者としての外国人」のための日本語教育に関わる人材

３．文化庁の日本語教育事業

Japanese Language Education

１．日本語教育の現状と
「生活者としての外国人」のための日本語教育

国内の日本語学習者数等の推移

○令和２年末現在の在留外国人数は約289万人（出入国在留管理庁調べ）。
○国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。長期的にも増加傾向にある。
○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により令和２年度の国内の日本語学習者数は約16万人に減少したが、長期的には更なる増加が想定される。

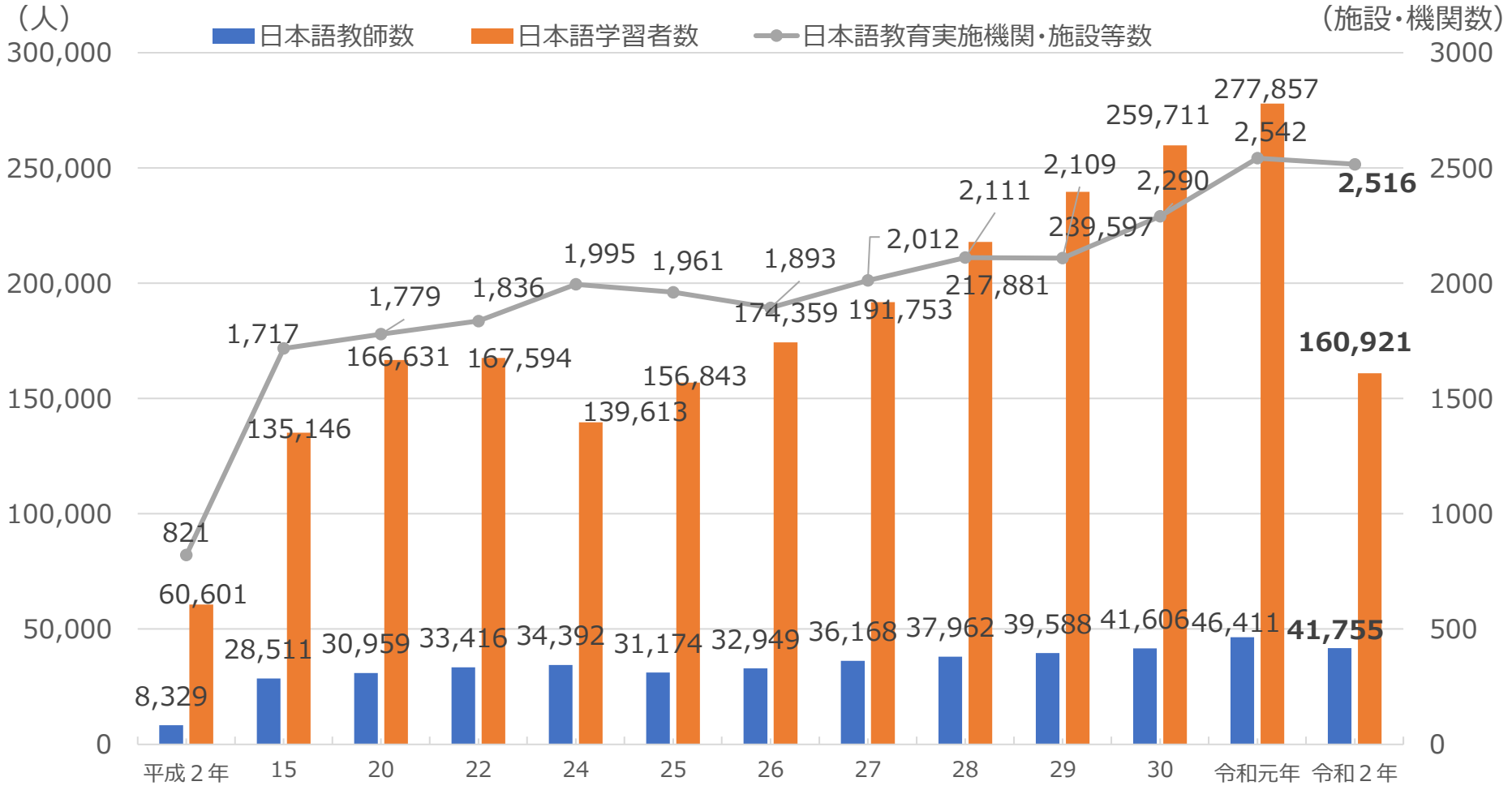

※　出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日時点）

国内の日本語学習者数等の推移（地域における日本語教育機関のみ）

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により令和２年は概ね減少に転じたが、地域における日本語教育を行う機関数、日本語教師数、日本語学習者とも長期的には増加傾向にある。
○特に、日本語教育を受ける学習者数のうち、３８.６％（62,106人）を地域において日本語教育を受ける学習者が占める。

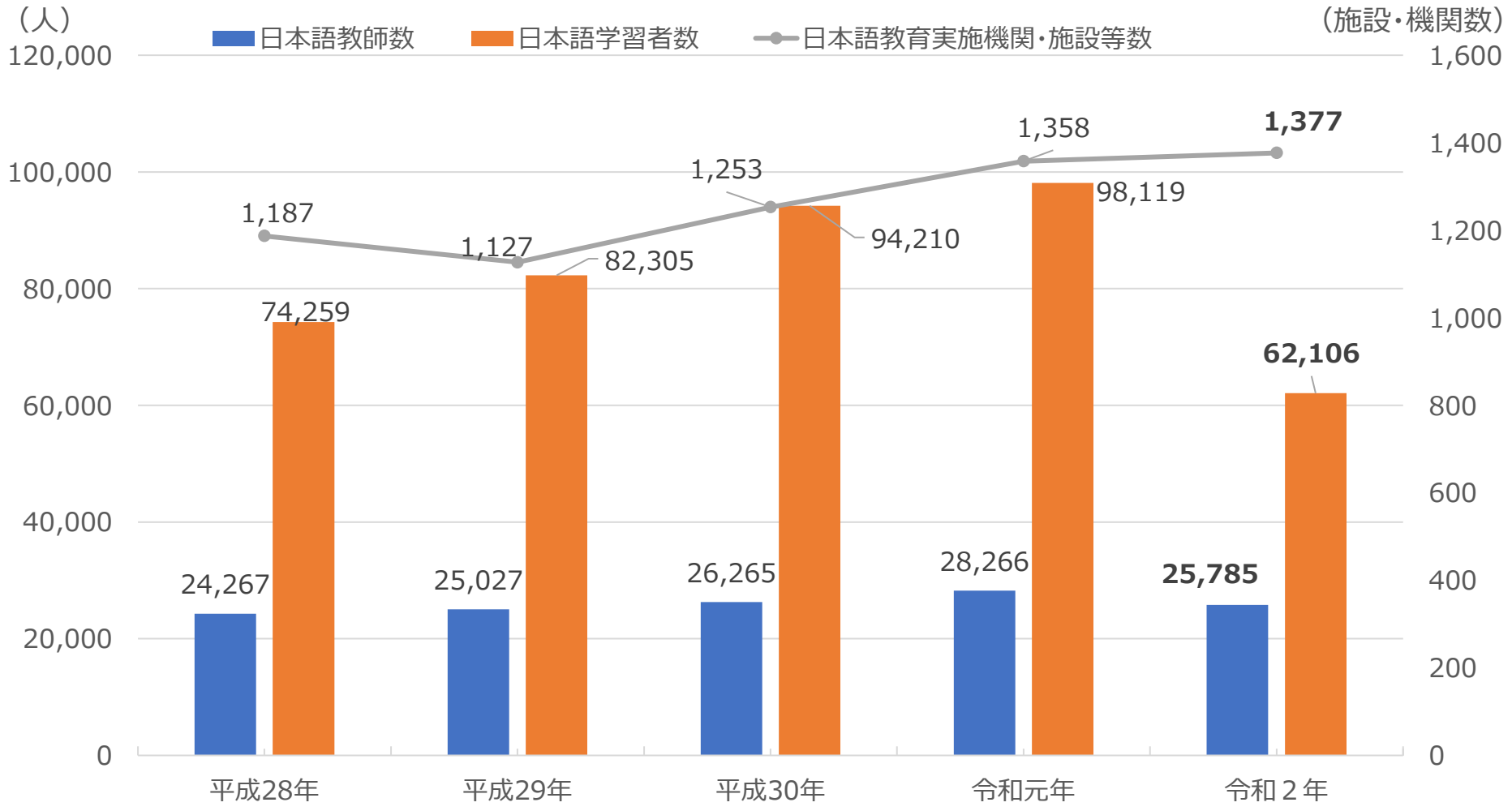

※　出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日時点）

【１】日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）　概要　（１／２）

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
②**日本語教育の水準の維持向上**
③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

・国の責務
・連携の強化
・地方公共団体の責務
・法制上、財政上の措置等
・事業主の責務
・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）　概要　（２／２）

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- **外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- **外国人留学生等**に対する日本語教育
- 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- **難民**に対する日本語教育
- **地域における日本語教育**
- 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）
- 教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- 日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- **海外における外国人等**に対する日本語教育
- **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- 日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- **地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。**

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- **政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- **関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一　日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
二　外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
三　日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
四　日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年６月28日公布・施行）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

○　日本語教育を推進するため，**令和元年６月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。**

○　同法第10条の規定により，**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和２年６月23日閣議決定）。**

第１章　日本語教育の推進の基本的な方向

１　日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

２　国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

３　事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

４　関係省庁・関係機関間の連携強化

第２章　日本語教育の推進の内容に関する事項

１　日本語教育の機会の拡充

（１）国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，**地域日本語教育**

（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，**地域日本語教育の体制づくり支援**，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

（２）海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

第２章　日本語教育の推進の内容に関する事項

２　国民の理解と関心の増進

３　日本語教育の水準の維持向上等

（１）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

（２）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

４　教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，

「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

５　日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，

「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

６　日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第３章　その他日本語教育の推進に関する重要事項

１　推進体制

２　日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

３　基本方針の見直し

おおむね５年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）の概要

令和４年６月１４日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

□我が国に在留する外国人は令和３年（2021年）末で約２７６万人、外国人労働者は令和３年１０月末で約１７３万人（過去最高）。
□受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（２１８施策）。
□今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○ 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
○日本語教育の質の向上等

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

○ 外国人の目線に立った情報発信の強化
○ 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
○外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

○ 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
○ 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
① 留学生の就職等の支援 ② 就労場面における支援 ③ 適正な労働環境等の確保
○ 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
○ 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
○ ライフステージに共通する取組

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

○ 特定技能外国人のマッチング支援策等
○ 悪質な仲介事業者等の排除
○ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
○ 海外における日本語教育基盤の充実等

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

○ 共生社会の実現に向けた意識醸成
○ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
○ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
①在留管理基盤の強化 ②留学生の在籍管理の徹底 ③技能実習制度の更なる適正化 ④不法滞在者等への対策強化
○外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
○外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（３つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として４つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後５年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

１　基本的な考え方

外国人の在留状況

◎在留外国人の増加

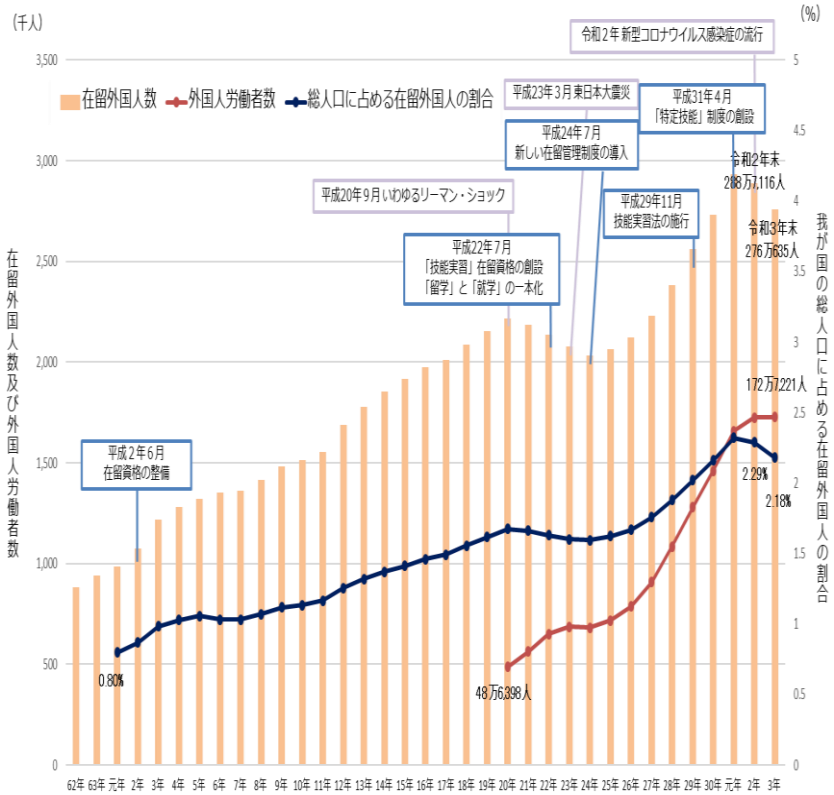

◎出身国籍・地域の多様化

平成22（2010）年末

外国人登録者数：208万7,261人

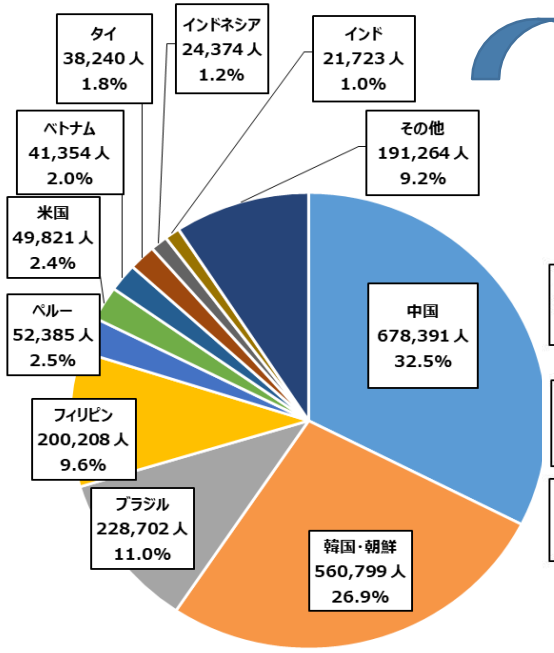

令和３（2021）年末

在留外国人数：276万635人

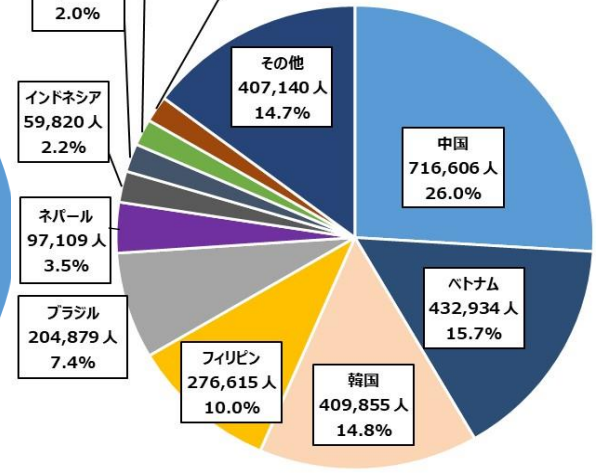

共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」(H30.6.15)
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後３回改訂）

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2　目指すべき外国人との共生社会のビジョン（３つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3　取り組むべき中長期的な課題（４つの重点事項）

1　円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2　外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4　共生社会の基盤整備に向けた取組

4　重点事項に係る主な取組

☆１　円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
○「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
○生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
○来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆２　外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
○マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆３　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

○子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
○住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
○年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
○「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆４　共生社会の基盤整備に向けた取組

○「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
○在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
○民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
○出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5　推進体制

○　計画期間は令和８年度まで
○　有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
○　総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

【３】 外国人に対する日本語教育の関係省庁・実施主体について

外国人に対する日本語教育については，様々な省庁・機関が，関連制度の運用や関連事業の実施を行っている。

国内

滞在目的に対応した日本語教育

事業主体：【厚生労働省】【文化庁】【文部科学省】【大学・専修学校・日本語学校等】【受入れ機関】【外務省・経済産業省】【経済産業省】

在留外国人数：約289万人※１

対象

- **139万人**（一定の身分・地位に基づき滞在する者）
  - 求職者
  - 難民
  - 児童生徒
  - ※２
    - ●「永住者」807,517人
    - ●「定住者」201,329人
    - ●「日本人の配偶者等」142,735人等
- **76万人**（知識・技術の習得を目的として滞在する者）
  - 留学生
  - 技能実習生
  - EPA看護師 介護福祉士候補者
  - 研修生
  - ●「留学」 280,901人
  - ●「技能実習」 378,200人
  - ●「特定活動」 103,422人
- **44万人**（就労を目的として滞在する者）
  - 高度人材を含む就労者
  - ●「技術・人文知識・国際業務」283,380人等
- **30万人**
  - 特定技能＋34万人
  - ●「特別永住者」304,430人

生活者としての日本語教育

【文化庁】生活に必要な日本語教育

〇法務省は、入国管理政策の一環として、在留資格「留学」が認められる日本語教育機関の告示の制定や研修生・技能実習生に係る受入れ要件を定めている。
〇内閣官房には外国人労働者問題関係省庁連絡会議が、内閣府には日系定住外国人施策推進会議が置かれており、それぞれ日本語教育も含めた関連施策の取りまとめ等を行っている。

※1　法務省「令和２年末現在における在留外国人数について」の数値　　※２　●：主な在留資格及び人数

国外

海外における日本語学習者数・・・約３８５万人※

外務省及び独立行政法人国際交流基金等

※　（独）国際交流基金「海外の日本語教育の現状 2018年度日本語教育機関調査より」の数値

目的別日本語学習の分類

出典：文化庁文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会（第12回）

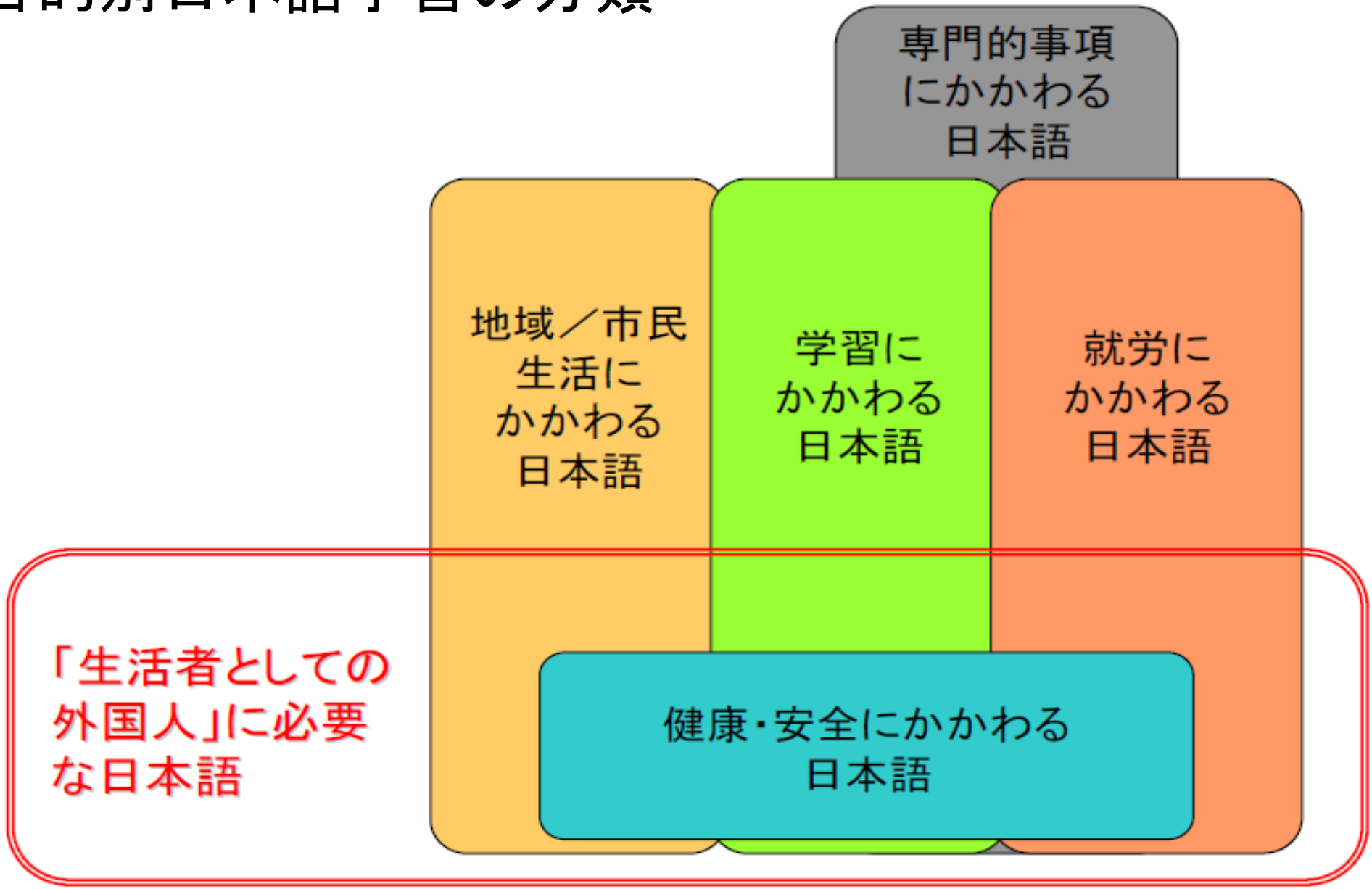

２．「生活者としての外国人」のための日本語教育に関わる人材

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（平成19年7月設置）では，平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い，改めて「基本的な考え方」を整理。その上で，今後，具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「１１の論点」を整理。

報告書の構成

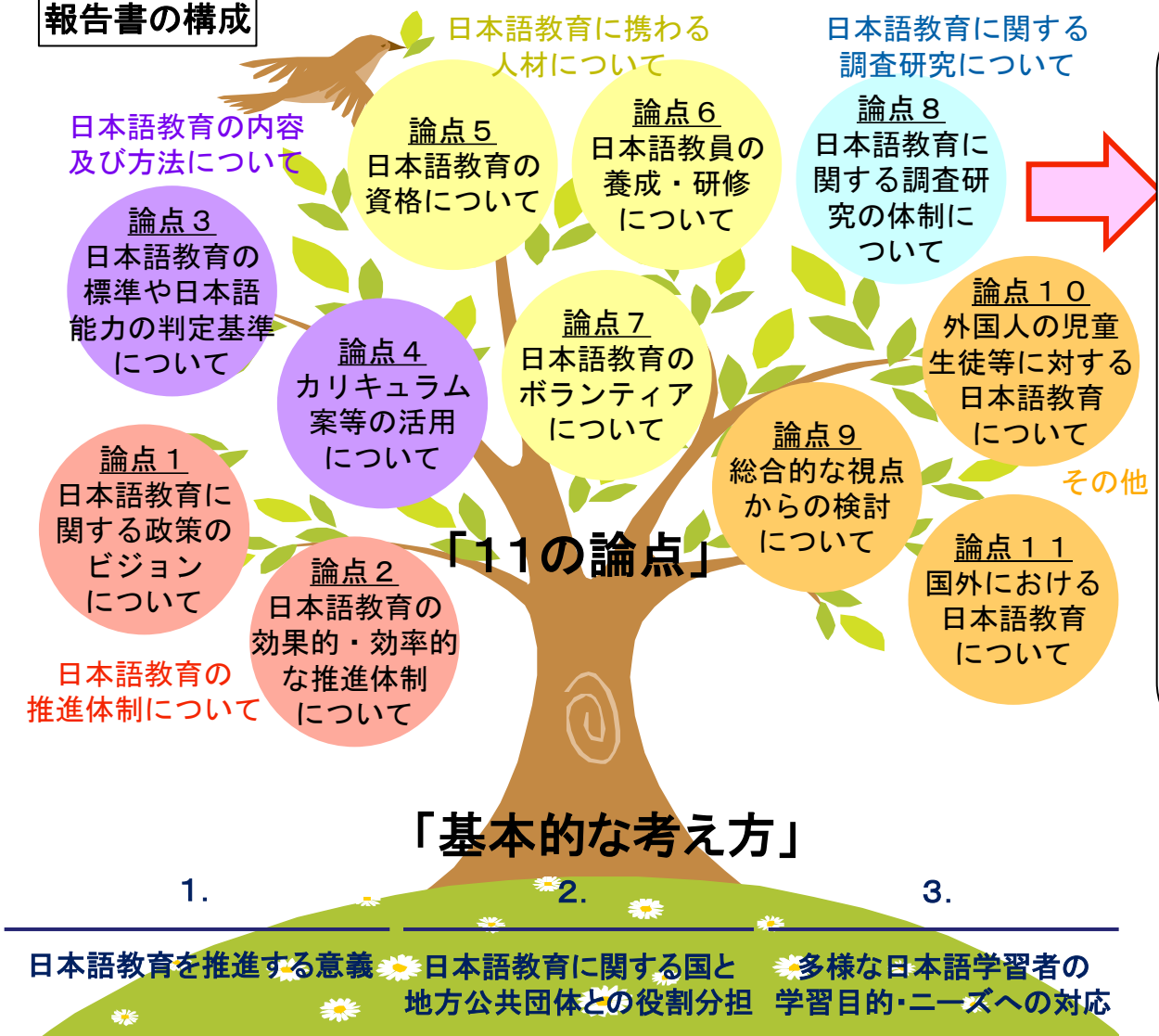

これまでの検討状況

平成26年1月31日に**「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」**，

平成26年5月から，
論点7「日本語教育のボランティアについて」
論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」
検討し，平成28年2月29日に
「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」，

平成28年5月から，
論点5「日本語教育の資格について」
論点6「日本語教員の養成・研修について」審議を行い，
平成30年3月2日に
「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」
を取りまとめ。平成31年3月4日に**改定版**を作成。

令和2年3月10日に
「日本語教師の資格の在り方について（報告）」
を取りまとめた。

今期の審議予定

論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」引き続き，検討。
論点4「カリキュラム案等の活用について」改定に向けた検討を開始。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）の概要

● **目　的**：
日本語教育機関の教育水準の向上のため，専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。

● **審議経過**：
平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て，平成30年に本報告，31年3月に改定版を取りまとめた。

● **ポイント**：

① **基本的な資質・能力**として，日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解，**専門家に求められる資質・能力**として，実践的なコミュニケーション能力，成長と発達に対する理解，常に学び続ける態度などを提示

② 日本語教師の養成に係る教育内容として**「必須の教育内容」**（教授法，日本語分析，文法，音韻音声，文字表記等）を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

③ 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに求められる**資質・能力，教育内容，モデルカリキュラムを提示**

日本語教育人材の整理

(1) 役割	日本語教師●	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善，日本語教師等に対する指導・助言を行うほか，多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者 ●	日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに日本語学習者の日本語学習を支援し，促進する者

(2) 段階	養成	日本語教師を目指し，日本語教師養成課程等で学ぶ者
	初任	日本語教師の養成段階を修了した者で，それぞれの活動分野に新たに携わる者
	中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者

地域日本語教育コーディネーター ●	関係機関との連携の下，「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示をもって定める日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

（参考）日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

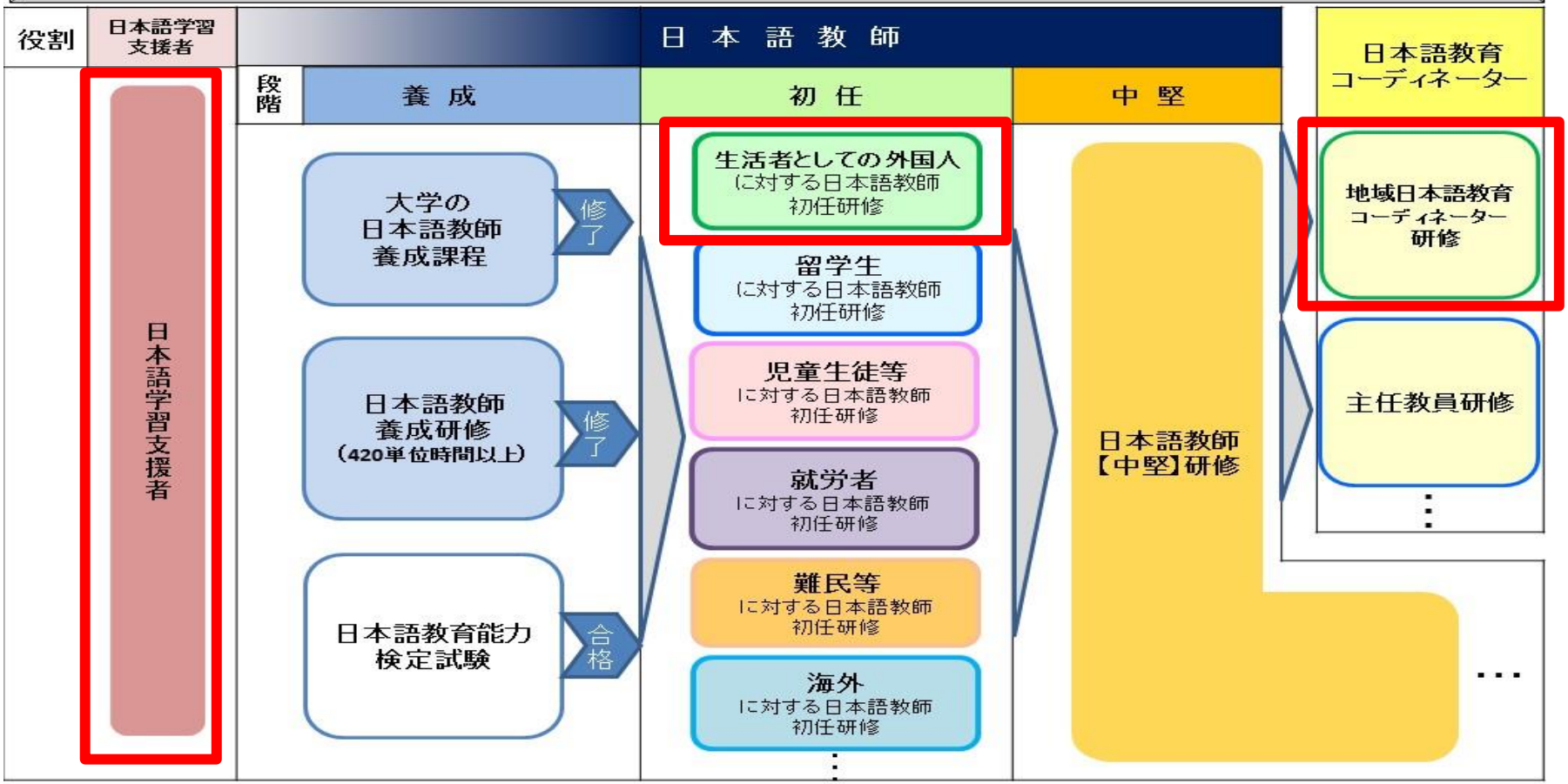

日本語教育人材		受講対象	養成・研修の実施機関
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験（2400単位時間以上※）を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て，地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し，地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁，地方公共団体 及び大学等の教育研修実施機関
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体，大学等の教育研修機関，NPO等

※1単位時間は45分以上とする。

【参考資料10－1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例

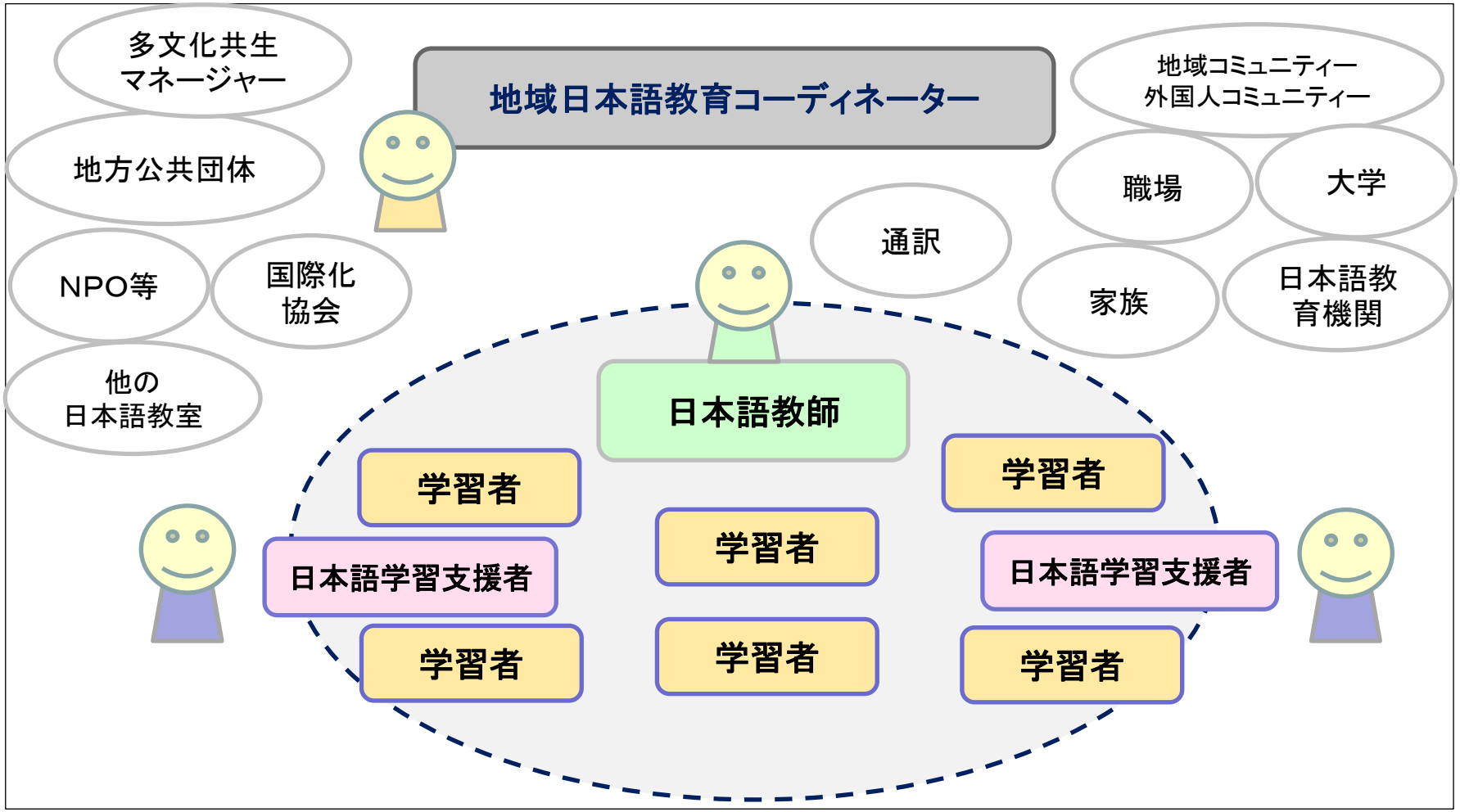

「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り，社会の一員として地域で生活が送れるよう，地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは，地域の行政機関・NPO，コミュニティー等と連携して，各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は，日本語教育プログラムを踏まえ，学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は，学習者に寄り添いながら学習を支援します。

地域日本語教育コーディネーター研修

１．研修の目的

　文化庁では，地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に，「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め，その向上を図ることを目的とした研修を開催しています。
（一般社団法人多文化社会専門職機構に委託）

２．研修の対象者

（i）地方公共団体，国際交流協会，地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わる方
（ii）日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる方
　かつ，以下の条件を満たす方
　日本語教育に関する専門的な教育を受け，十分な経験（３～５年以上）を有し，地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む）），国際交流協会，又は社会福祉協議会が推薦する方。

日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】に求められる資質・能力　表９

	知識	技能	態度
日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】	（１）国や地域内の外国人の状況や，外国人に関係する日本の法制度や地域の行政サービスに関する知識を持っている。 （２）地域日本語教育の体制整備に向けて，現状把握・課題設定・実施を行うために必要となる基本的な知識を持っている。 （３）地方公共団体や所属機関の方針，地域のニーズを把握し，適切な日本語教育プログラムをデザインするために必要な知識を持っている。 （４）日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理するための知識を持っている。 （５）日本語教育プログラムの実施に必要となる，日本語教師（初任）や日本語学習支援者等に対する研修を企画するために必要な知識を持っている。 （６）地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築する上で必要な知識を持っている。	（１）地域日本語教育の体制整備に向けて，現状把握・課題設定をし，課題解決のための取組を計画的に実施することができる。 （２）地方公共団体や所属機関の方針，地域のニーズを把握し，適切な日本語教育プログラムをデザインすることができる。 （３）日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理することができる。 （４）外国人施策，教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報収集し，現場に生かす力を持っている。 （５）地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築することができる。 （６）業務を円滑に行うための事務処理能力や組織マネージメント能力を持ち，状況に応じたリーダーシップを発揮できる。 （７）多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる。 （８）日本語教育プログラムに関わる日本語教師（初任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる。	（１）日本語教育の専門家として，自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し，自身の指導や対応について客観的に振り返るとともに，自らの立場と役割を認識し，自らに必要となる知識・能力を獲得しようとするなど，常に学び続けようとする。 （２）日本語教師（初任・中堅）及び日本語学習支援者等に対して必要となる研修を把握し，その受講機会を積極的に提供し，中長期的な視点で人材育成をしようとする。 （３）日本語教育プログラムにおける管理的立場としての役割を認識し，前向きに取り組もうとする。 （４）地域内における日本語教育プログラムの取組を積極的に公開・共有するとともに，他地域の事例を収集・共有するなどし，地域全体の日本語教育の活性化に寄与しようとする。 （５）地域日本語教育の体制整備に向けて，日本語教育の立場から地域社会の課題解決に取り組もうとする。

日本語学習支援者に望まれる資質・能力

表１１

	知識	技能	態度
日本語学習支援者	（1）日本語や日本文化，社会，多文化共生に対する一般的な知識・理解を持っている。 （2）日本語教育に携わる機関・団体及び関係者による支援体制と自らに期待される役割について理解している。 （3）学習者の来日の経緯，国や言語・文化背景，日本語の学習目的に対する一定の知識を持っている。 （4）異文化理解や異文化間コミュニケーション，コミュニケーション能力に関する基礎的な知識を持っている。 （5）日本語の構造や日本語学習支援に関する基本的な知識を持っている。	（1）分かりやすく伝えるために，学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる。 （2）学習者の発話を促すために，耳を傾けると共に自身の発話を調整することができる。 （3）日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに，日本語学習を支援することができる。 （4）学習者の状況を観察し，日本語教師や日本語教育コーディネーターの助言を得ながら，学習方法や学習内容を学習者に合わせて工夫することができる。	（1）学習者の背景や現状を理解しようとする。 （2）学習者の言語や文化を尊重し，対等な立場で接しようする。 （3）学習者や支援者などと良好な対人関係を築こうとする。 （4）学習者が自ら学ぶ力を育み，その学びに寄り添おうとする。 （5）異なる考えや価値観を持つ他者と協働できる柔軟性を持とうとする。

（備考）表 11「日本語学習支援者に望まれる資質・能力」は，表 1～10 を前提とするものではない。

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

ＣＥＦＲ（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。
令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

＊ＣＥＦＲとは
ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFR は言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

1.「日本語教育の参照枠」の全体像

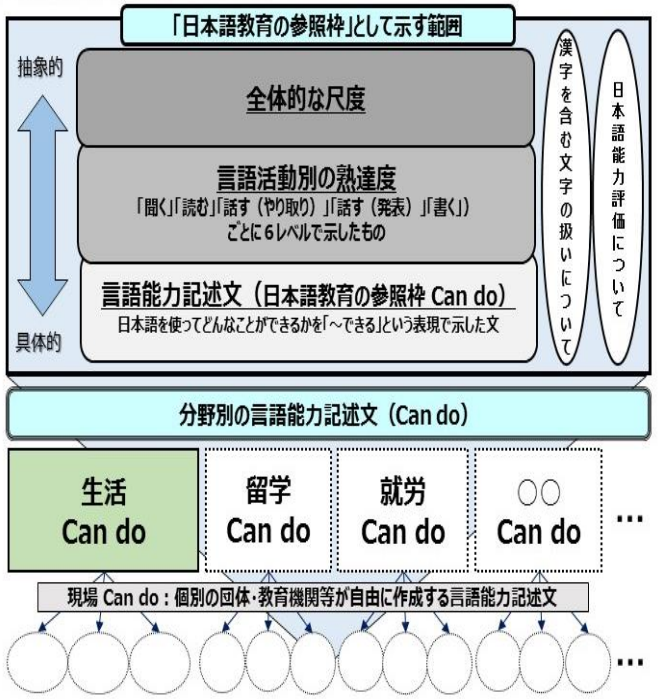

2．日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について６レベルで示したもの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、 CEFR日本語版（追補版） の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

５つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

- 聞くこと
- 読むこと
- 話すこと（やりとり）
- 話すこと（発表）
- 書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

第1章　「日本語教育の参照枠」とは？

１２のQ&A

４つのコラム

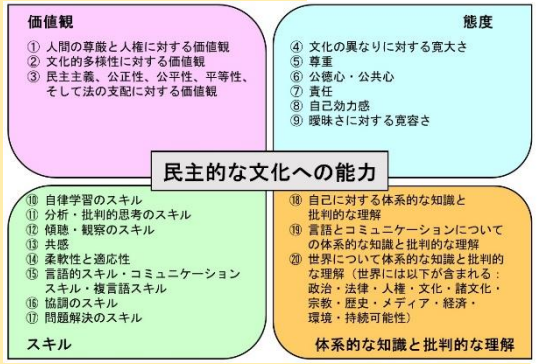

第2章　Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

１．コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）

２．コースデザインの概説

３．バックワード・デザイン

４．シラバスへのCan doの組み込み方

第3章　Can doをベースにしたカリキュラムの事例

１．生活：地域日本語教育における県の事例

２．留学：法務省告示日本語教育機関の事例

３．就労：定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例

地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）

・**地方公共団体等を主たる利用者として想定し、生活者としての外国人」が自立した言語使用者（概ねB1レベル）として日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、地域における日本語教育の目的・目標及び教育内容等の審議経過の報告をまとめたもの。**
（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_110/pdf/93669101_04.pdf）

目次

１．現状と課題
２．地域における日本語教育について
３．生活上の行為の事例について
４．「生活Can do」等の内容について
５．「生活者としての外国人」に対する漢字の含む文字の扱いについて
６．生活・社会・文化的情報の扱いについて
７．「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方
参考資料

⇒令和４年度も引き続き日本語教育小委員会にて審議を継続

生活Can do一覧（令和1-2年度作成）【A1-B2レベル】

＊小分類の●は、来日間もない外国人にとって、基本的な生活基盤を形成するために不可欠であると考えられる生活上の行為の小分類、
又は安全にかかわり緊急性がある生活上の行為の小分類のいずれかに概要すると考えられるものを示す。

No.	言語活動	ｶﾃｺﾞﾘｰ	ﾚﾍﾞﾙ	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例１	事例２
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことことができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	やり取り	情報の交換	A1	体の調子が悪いとき、「おなかが痛いです」、「気持ちが悪いです」など、短い簡単な言葉で、周りの人に伝えることができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	隣人に容態を伝えて助言を求める
3	やり取り	情報の交換	A2	近所の病院について、場所や様子などの簡単な情報を友人に質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	隣人に容態を伝えて助言を求める
4	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口に電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
5	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
6	やり取り	製品やサービスを得るための取引	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む
7	やり取り	情報の交換	B1	近所の歯医者について、対応の仕方や技術などの詳しい評判を、友人に質問したり、答えたりすることができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	友人・知人に相談する
8	やり取り	インタビューすること、インタビューを受けること	A1	病院の受付などで、「初めてですか」、「保険証はありますか」などの基本的な質問に答えることができる。	Ⅰ健康・安全に暮らす	01健康を保つ	（０１）●医療機関で治療を受ける	問診表に記入する	初診受付で手続をする

３．文化庁の日本語教育事業

生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進

令和4年度予算額　1,028百万円
（前年度予算額　990百万円）

文化庁

背景・課題

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響で、入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」を踏まえ、日本語教育の環境整備を推進。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を向上させるための施策が必要

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進
500百万円（500百万円）

令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
令和４年度は、全体の７割を達成（47/67）、「日本語教育の参照枠」を活用した日本語教育を推進。

②日本語教室空白地域解消の推進強化
132百万円（152百万円）

○　日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
○　インターネットを活用した日本語学習教材（つながるひろがる にほんごでのくらし）の開発・提供。
令和4年度は「日本語教育の参照枠」を踏まえて動画コンテンツを追加。

③日本語教育の先進的取組に対する支援等
24百万円（44百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。

⑤日本語教育のための基盤的取組の充実
7百万円（7百万円）

○　日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用。
○　日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催。

2 日本語教育の質の向上等

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用
201百万円（200百万円）

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の教育内容、モデルカリキュラムに基づく日本語教師養成・現職者研修のカリキュラム開発・実施・普及を行う。
令和４年度は、就労及び地域日本語教育の人材に対する研修機会を拡充。

②日本語教育に関する調査及び調査研究
31百万円（32百万円）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、日本語教育の参照枠の検証、日本語教育機関の多言語ポータルサイトの調査　等）

③日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規）
51百万円（－百万円）

日本語教師の国家資格について次期通常国会への法案提出を踏まえ、資格取得に係る試験内容や試験実施機関、教育実習に必要なプログラム内容等の調査を実施。

④「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等（新規）
25百万円（－百万円）

文化審議会国語分科会において令和３年度中に「日本語教育の参照枠」及びその活用のための手引きが策定される予定。
生活・留学・就労等の分野において「日本語教育の参照枠」に基づく教育モデル（カリキュラム、教材、評価方法等）を開発し、公開。

アウトプット（活動目標）
・地域日本語教育の全国展開
・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム（成果目標）
・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

インパクト（国民・社会への影響）
・外国人との共生社会の実現

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

令和4年度予算額　500百万円
（前年度予算額　500百万円）

文化庁

背景・課題

①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度にとりまとめた。

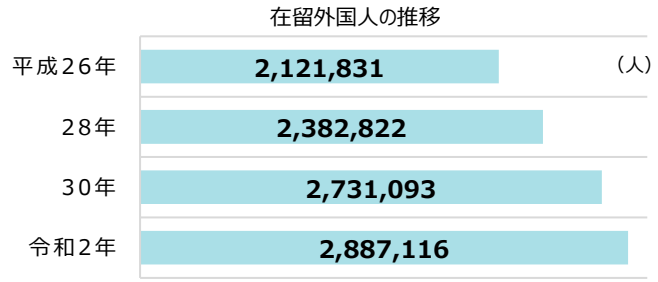

出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）

事業内容

1．地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】
«令和3年度採択実績»件数：42件

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援　※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】47箇所、980万円程度（市町村への支援　各県4件）を想定
【事業期間】令和元年度～

2．総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

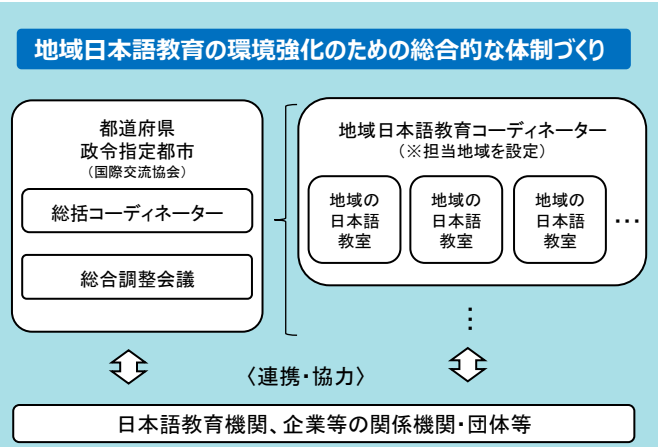

アウトプット（活動目標）

①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活が送ることができるようになること。
（令和３年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

インパクト（国民・社会への影響）

①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティーネットとして機能する

令和４年度　地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業　採択団体所在地

第１次募集　　**合計４８団体**

★：地域国際化協会が応募　下線付：新規応募団体

都道府県（34団体）		政令指定都市●（14団体）
・岩手県	・滋賀県	・仙台市★
・宮城県	・京都府	・さいたま市
・茨城県	・大阪府	・千葉市
・栃木県	・兵庫県★	・横浜市
・群馬県	・奈良県	・静岡市★
・埼玉県	・和歌山県	・浜松市
・千葉県	・島根県	・名古屋市
・東京都	・広島県	・京都市★
・神奈川県	・山口県	・大阪市
・富山県	・徳島県	・神戸市
・石川県	・愛媛県	・広島市
・山梨県	・福岡県	・北九州市★
・長野県	・佐賀県	・福岡市
・岐阜県	・長崎県	・熊本市
・静岡県	・大分県	
・愛知県	・宮崎県	
・三重県	・沖縄県★	

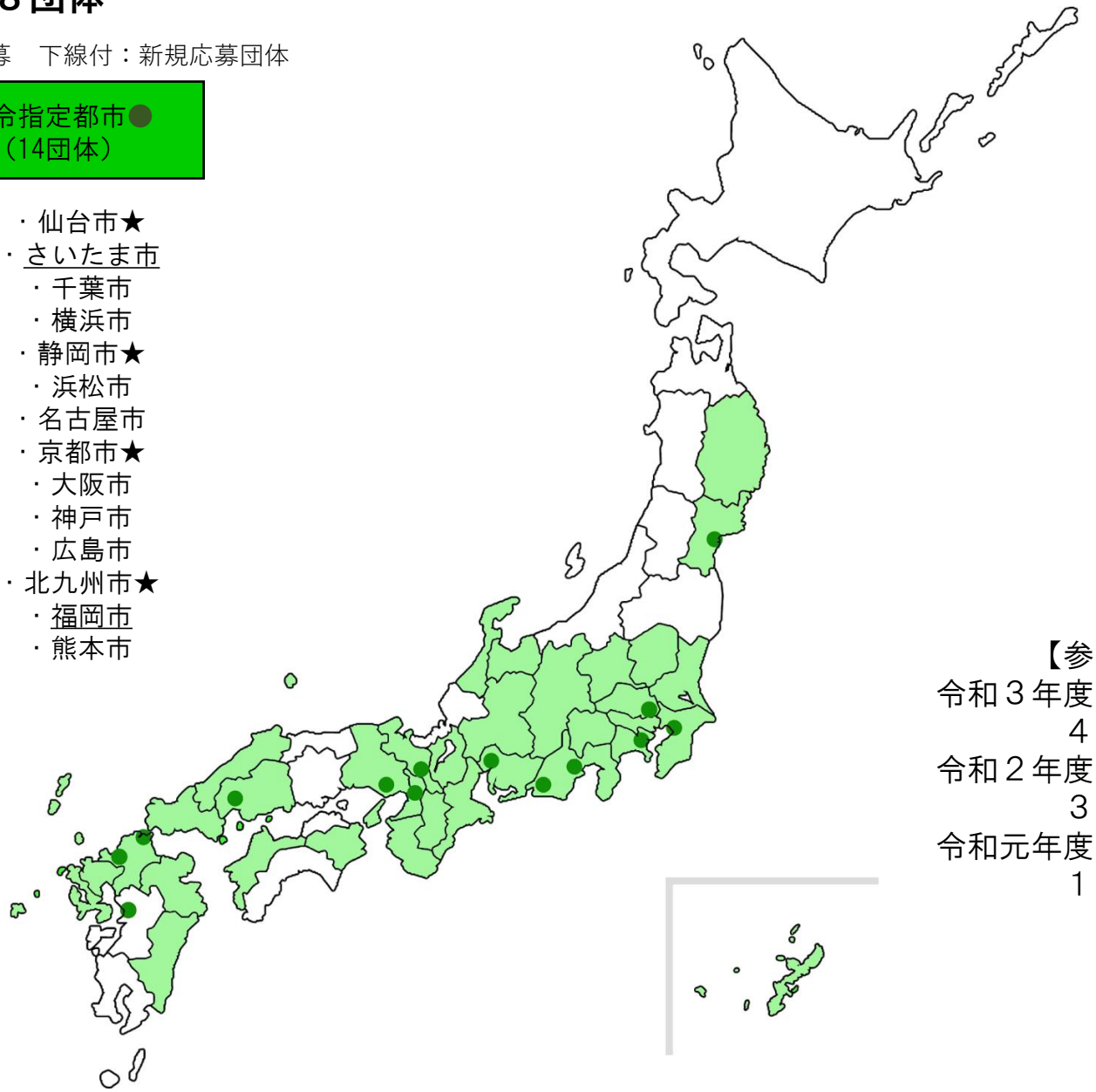

【参考】
令和３年度　実施団体
４２団体
令和２年度　実施団体
３５団体
令和元年度　実施団体
１７団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

令和4年度予算額　132百万円
（前年度予算額　152百万円）

文化庁

背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は1,133である（令和2年11月現在）。このうち、地域住民に対する外国人比率の全国平均2.27%以上でありながら空白地域である市区町村は155となっており、このような空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するための支援が必要である。

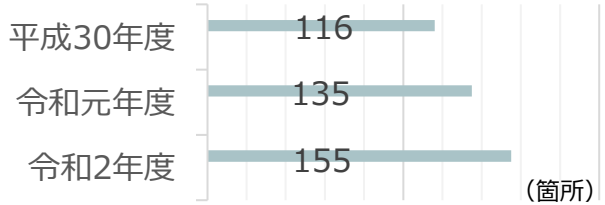

外国人比率が全国平均以上の空白地域数の推移：（出典）文化庁日本語教育実態調査（平成30年度～令和2年度）

事業内容

空白地域在住の外国人に対する日本語学習機会の提供を目的として、以下の取組を行う。

1. 地域日本語教育スタートアッププログラム

«令和3年度採択実績»件数：20件（継続12件（2年目5件、3年目7件）、新規8件）

・アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

件数：30件（継続13件、新規17件）

単価：約170万円/件　（オンライン対応経費等を追加）

2. 空白地域解消推進セミナー（1開催）、研究協議会（空白地域が多い都道府県2開催）の開催

3. ICT教材の開発・提供【日本語学習サイト「つながるひろがる　にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）】

・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人が独学で日本語を習得できる学習教材（ICT教材）を開発・提供。（生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等。）

・14言語対応。（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピノ語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語）

・地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、日本語学習教材の充実を図る。

【地域日本語教育スタートアッププログラム事業概要】

▼ アドバイザー派遣の支援

○地域日本語教育プログラムの開発
○施策立案への助言
○関係機関との調整

→ 指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援 / カリキュラム・教材の開発に対する支援 / 教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる３年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成 → 日本語教室の開設（試行） → 日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

アウトプット（活動目標）

・市区町村の日本語教室新規開設
・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

アウトカム（成果目標）

・市区町村における日本語教室の新規開設及び日本語教室の開設困難地域については、ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

インパクト（国民・社会への影響）

・地域に日本語教室が開設或いはICT教材で、外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、孤立することが少なくなる。
・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になる。
・外国人との共生が図られるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。

文化庁

TSUNAHIRŌ

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでのくらし

ウクライナ語を含む２言語版を作成･公開（６月３０日）

- **概要**
  日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が**独学**で習得できる**日本語学習コンテンツ**を開発･公開
  （開発･運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社）

- **内容**
  ･**生活場面**の動画中心、字幕表示、文法確認、表現･語彙の確認、
  生活に必要な情報等を掲載した学習サイト（Ｒ３：約170万アクセス）
  ･活用方法等のセミナーの開催（Ｒ３：約2,000人参加登録）

- **対応言語　全１６言語**
  日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
  インドネシア語、フィリピノ語、ネパール語、クメール（カンボジア）語
  韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語
  ウクライナ語、ロシア語

  令和４年度今後追加：中国語（繁体字）

- **使い方ガイドブック等の作成**
  活用促進のため、広報ツールを作成･公開
  ･使い方ガイドブック
  ･パンフレット
  ･ポスター
  ･広報用動画

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

令和4年度予算額　24百万円
（前年度予算額　44百万円）

文化庁

背景・課題

平成2年には約6万人だった日本語学習者数は、令和元年には約27万人となった。令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により、主な日本語学習者である外国人留学生が大幅に減少しているものの、日本語学習のニーズに変化は無く、長期的には増加傾向である。日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化しており、こうした状況に適切に対応した日本語教育施策の展開が求められている。

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、ＮＰＯ法人等が行う日本語教育の教育上の課題や広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援することを通して、日本語教育の推進が図られることを目的としている。

国内の日本語学習者数：（出典）文化庁日本語教育実態調査（令和２年度）

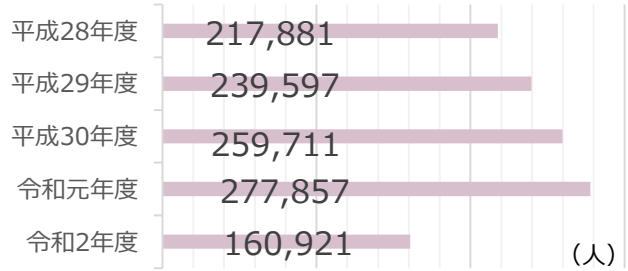

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を支援。

件数：11件⇒8件

(想定される取組例)

○読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組

例：会話はできても読み書きができない状態に置かれている外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

○可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組

例：自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、防災、医療等の情報発信と併せて地域住民と対話による日本語教育を実践する取組への支援

※プログラム(A)、(B)は前年度限りの経費

«令和3年度採択実績» 件数：16件（うち、令和4年度要求プログラムの採択件数は8件）

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。

事業イメージ

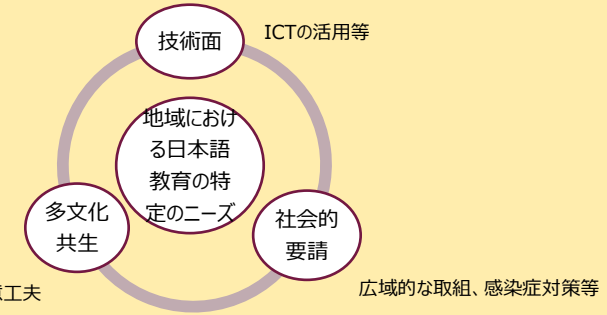

アウトプット（活動目標）

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の実施。

・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、

①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。

②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

※実施団体にアンケートを取り、受講者数と上記学習効果を測定予定。

インパクト（国民・社会への影響）

・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

令和4年度予算額　201百万円
（前年度予算額　200百万円）

文化庁

背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の**「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)**において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、**日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施**。

◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和３年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和２年６月閣議決定）

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）

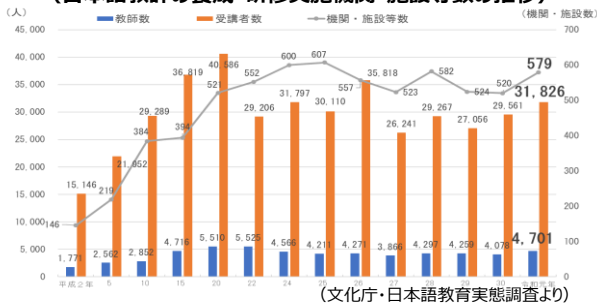

（文化庁・日本語教育実態調査より）

事業内容

上記報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業」を全国各地で実施。令和４年度は、令和３年度策定予定の「日本語教育の参照枠」を踏まえたカリキュラム開発及び外国人就労者や地域日本語教育コーディネーター向けの研修事業の充実を図る。

①日本語教師の養成カリキュラム開発

●養成カリキュラム開発
大学・日本語教育機関等に委託
（大学：主専攻・副専攻、日本語教師の養成）

●養成カリキュラムの試行

●評価・検証・改善

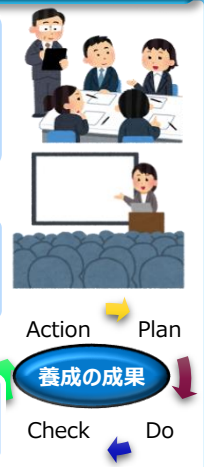

②現職日本語教師の研修カリキュラム開発

●研修カリキュラム開発
大学・日本語教育機関等に委託
（生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外に対する初任日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、学習支援者）

●現職日本語教師の研修カリキュラムの試行

●評価・検証・改善

優良モデルを全国展開

③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

【課題】
・多様な活動分野の日本語教育人材の絶対数の不足
・多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）

●開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施
・人材確保が喫緊の課題である１０分野で実施（①生活者としての外国人・②留学生・③就労者・④児童生徒に対する初任日本語教師、⑤中堅日本語教師、⑥主任教員、⑦学習支援者、⑧難民等、⑨海外に赴く初任日本語教師、⑩地域日本語教育コーディネーター（※赤字は充実させる研修）
・全国６ブロックで、開発した各分野の優良モデルの研修を実施
・日本語教育人材を指導する専門家の派遣
・ＯＪＴによる研修担当者の育成
⇒全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

アウトプット（活動目標）
・日本語教師の養成・研修カリキュラムの開発
・現職日本語教師の研修事業の全国展開

アウトカム（成果目標）
・優良な養成・研修カリキュラムの浸透
・日本語教師の増加及び各分野における活躍

インパクト（国民・社会への影響）
・日本語教育の質の向上
・外国人との共生社会の実現に寄与

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和4年度予算額　25百万円
（　新　規　）

文化庁

背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、**日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がない**ため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和３年度に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する**共通の指標として「日本語教育の参照枠」**（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

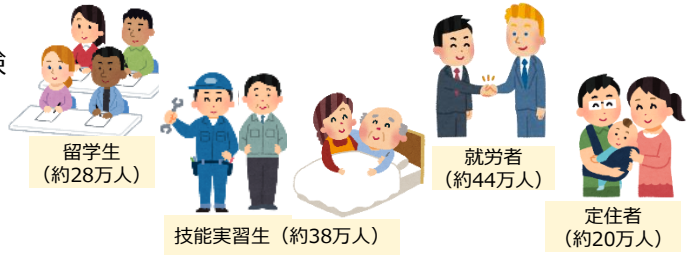

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業（新規）

➢ 4機関×600万円（予定）

「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文：Can doという。)やレベル尺度（A1~C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和３年６月改訂）
※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和２年６月）

１．【参照枠を活用した教育モデルの開発】
※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- Can doに基づくカリキュラム開発・試行
- 教育機関内の教師研修の開発
- 評価法・教材等の開発

２．【開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進】
※１で開発した教育モデルを広く公開する

- ◆開発した教育・研修モデルの公開
- ◆授業研究のための公開授業

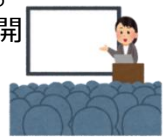

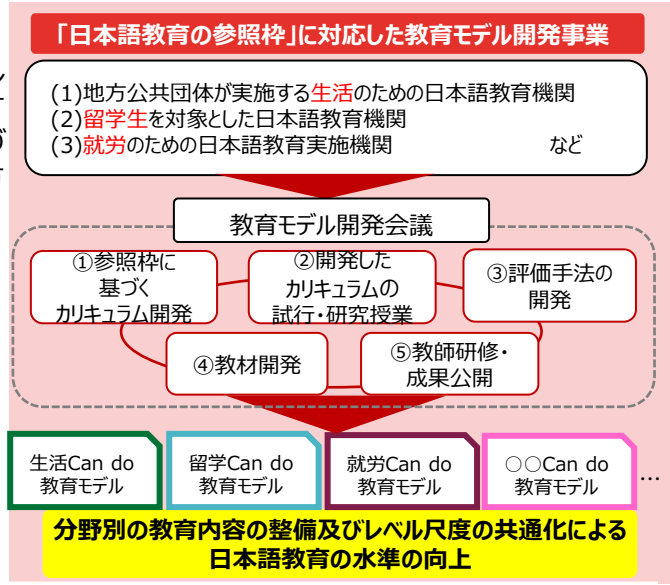

アウトプット（活動目標）

①共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
②教育実践活動のモデルの構築
③教育内容に応じた評価手法の開発
④公開授業・教師研修の開発
⑤分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

①共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
②教育実践活動のモデル構築による授業改善
③教育内容に応じた評価手法の改善
④公開授業・教師研修による教育の質の向上
⑤分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

○国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進
○我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
○共生社会の実現に寄与